

内示申請及び
製造数量許可申請
における
電子申請の方法
(e-Gov経由)

1. 電子申請の準備 (ID及びパスワードの発行申請)
2. 電子申請の準備 (様式ファイルの取得)
3. 電子申請の準備 (e-Gov利用準備)
4. e-Govを用いた申請方法
5. 申請した後の審査状態の確認

電子申請の準備 (ID及びパスワードの発行申請) ①

電子申請準備

1. 電子申請のためのIDの取得
e-Gov若しくはオゾン層保護等推進室HPから**施行規則様式21**をダウンロードし郵送してください。(社印等押印不要)

e-Gov
<http://www.e-gov.go.jp/>

オゾン層保護等推進室HP
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/densisinnsei.html

2. 後日オゾン層保護等推進室からIDを発送
3. e-Govから各種手続きを実施

※オゾン層保護法に係る手続きは原則電子申請 (e-Govを経由した申請)
※手続きには約3週間ほど時間がかかります。2020年9月29日～10月9日の内示申請受付期間で内示申請の受付を行うため、早めの申請をお願いします。

様式第21 (第20条第1項関係)

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護の関する法律施行規則第20条第1項の規定に基づき、同規則第19条第1号から同条第13号までに掲げる申請書等による電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

増設番号									
(ふりがな)									
事業者の名称									
事業者の所在地	〒								
担当者	部署								
	(ふりがな)								
	氏名								
	電話番号								
	メールアドレス								

パスワードとなる任意の数字を記入。

- 備考
- 1 増設番号の欄には、増設番号として用いる9桁のアラビア数字の組み合わせを記入すること。
 - 2 本様式の用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。
 - 3 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

電子申請の準備（様式ファイルの取得）②

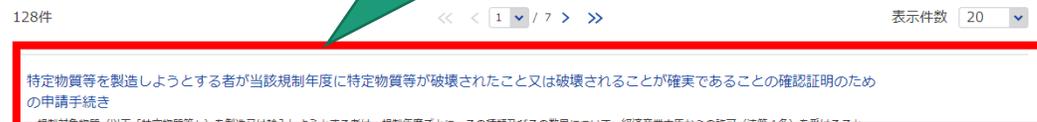
1. e-Govのトップページで電子申請をクリック
<https://www.e-gov.go.jp/>



2. 手続検索をクリック



3. 手続を検索し、目的の手続き名を選択



4. 様式名をクリック

※電子申請方法利用案内にある様式名のリンクをクリックして、保存します。



電子申請の準備 (e-Gov利用準備) ③

e-Govを利用するために以下の設定が必要になります。

1. アカウントの準備
2. ブラウザの設定
3. アプリケーションのインストール

e-Govのホームページから利用準備の案内を確認し、設定を行ってください。

1. e-Govのトップページで電子申請をクリック
<https://www.e-gov.go.jp/>



2. 利用準備をクリック



3. 利用準備の手順に従い設定を行ってください

利用準備

e-Gov電子申請の利用にあたって、必要な準備を行います。
なお、従来ご利用いただいていたパソコンライズIDをe-Govアカウントとしてご利用いただくことはできません。前回のご利用が2020年11月18日以前の方は、アカウントの準備から改めてご確認ください。

電子申請とは、現インターネットを利用し

電子証明書が必要か確認します

パソコン環境の設定を行います

 <p>電子申請の対象手続に応じ、電子証明書の取得が必要な場合があります。 ※電子証明書は、書面による手続における実印、印鑑証明書に相当します。</p>	<p>1 アカウントの準備 ></p>  <p>e-Govアカウント、GビジネスID、または他認証サービスのアカウントを利用できます。</p>	<p>2 ブラウザの設定 ></p>  <p>ブラウザの設定を確認します。</p>	<p>3 アプリケーションのインストール ></p>  <p>e-Gov電子申請を利用するためのアプリケーションをインストールします。</p>
---	---	---	---

利用準備での操作の不明点はe-Govお問い合わせ窓口にご確認をお願いします。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

e-Govを用いた申請方法①

1. e-Govのトップページ

<http://www.e-gov.go.jp/>

2. 電子申請をクリック

2. クリック

The screenshot shows the e-Gov portal homepage. At the top, there is a navigation bar with the e-Gov logo, language options (English), and search functions. A prominent banner at the top center contains the text: "行政サービスや施策に関する情報をご案内します。政策に対する意見の提出ができます。" Below this, a section titled "e-Govのサービス" (e-Gov Services) features five service tiles. The first tile, "電子申請" (Electronic Application), is highlighted with a red border and contains the text: "行政機関に対する申請・届出等の手続きができます". Other tiles include "法令検索" (Law Search), "パブリック・コメント" (Public Comment), "文書管理" (Document Management), and "個人情報保護" (Personal Information Protection). At the bottom, a section titled "行政サービス・施策に関する情報" (Information on Administrative Services and Policies) lists various categories with right-pointing arrows: "災害・非常事態" (Disaster/Emergency), "環境" (Environment), "地方創生" (Local Revitalization), and "子ども・教育" (Children/Education). Each category has a list of sub-items.

https://www.e-gov.go.jp/

English | サイト内検索 行政機関横断検索

重要なお知らせ 2020年11月以前からご利用いただいている方へ -必ずお読みください-

行政サービスや施策に関する情報をご案内します。
政策に対する意見の提出ができます。

e-Govのサービス

- 電子申請**
行政機関に対する申請・届出等の手続きができます
- 法令検索**
現行施行されている法令を検索できます
- パブリック・コメント**
意見の提出や募集状況などの確認ができます
- 文書管理**
行政文書ファイル管理簿の検索およびリンク集
- 個人情報保護**
個人情報ファイル簿の検索およびリンク集

行政サービス・施策に関する情報

- 災害・非常事態 >
 - 感染症対策
 - 防災情報
 - 復旧・復興支援
 - 災害対応・被災者支援
- 環境 >
 - 環境問題対策
 - 資源管理
 - エネルギー政策
 - 省エネ・リサイクル
- 地方創生 >
 - まちづくり
 - 地域活性化
 - 農林水産
- 子ども・教育 >
 - 子どもの安全
 - 子育て支援
 - 教育

e-Govを用いた申請方法②

3. 手続検索をクリック



e-GOV 電子申請

トップ | 電子申請について | 利用準備 | **手続検索** | ヘルプ

e-Govポータル >

重要なお知らせ e-Gov電子申請利用時にエラーが発生する場合について (1/25更新)

3. クリック

いつでも、どこでも申請
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン または 利用準備へ

e-Gov電子申請とは

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。

※e-Govアカウントや、e-Govアプリケーションのインストールなどの利用準備がお済みでない場合は、「利用準備」をクリックして設定を行ってください。

e-Govを用いた申請方法③

4. 手続き検索1

a. 手続き名のキーワードを入力

※キーワードがわからない場合は b.「経済産業省」をクリックして、次の「5.手続き検索2」の手順で分類にて絞り込んでください

b. 「経済産業省」をクリック

手続き検索

e-Govで受付可能な手続きが検索できます。

状況から探す

事業（所）の新規適用

事業（所）の所在地又は名称等の変更

事業主の代理人の選任又は解任

被保険者の氏名変更

被保険者の資格取得・転勤

被保険者の資格喪失

事業所の廃止

退職に関する手続（定年退職後も自社で再雇用する場合）

退職に関する手続（定年退職後はもう雇用しないという場合）

a. 手続き名のキーワードを入力

🔍 手続き名称から探す

検索

📄 手続分野分類から探す

刑事警察

雇用・労働

福祉・介護

対外経済

金融

社会保障

厚生労働

中小企業

行政機関個人情報保護

情報公開

安全・安心

ものづくり

健康・医療

年金

エネルギー・環境

国土交通

🏢 所管行政機関から探す

警察庁

厚生労働省

国土交通省

経済産業省

環境省

気象庁

金融庁

e-Govを用いた申請方法④

5. 手続き検索2

a. 手続分野分類を以下の内容で選択

大分類：安全・安心
中分類：化学物質管理
小分類：オゾン層保護・温暖化対策

c. 「検索」をクリック

手続検索結果一覧

検索条件

手続名称

所管行政機関

手続分野分類

大分類

中分類

小分類

25件

<< < 1 / 2 > >>

b. クリック

表示件数

特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き

・規制対象物質（以下「特定物質等」）を製造又は輸入しようとする者は、規制年度ごとに、その種類及びその数量について、経済産業大臣からの許可（法第4条）を受けること、また、原料用途製造等製造数量規制の対象外とする場合には、その種類及びその数量について確認（法第12条）を受けることとなっています。

・その中で、当該規制年度ごとに特定物質等の種類及び数量について、別途定める基準に従い、様式第8による申請書に様式第8の2による証明書を添付して経済産業大臣に提出し、当該特定物質等が破壊された又は破壊されることが確認（法第11条）を受ければ、当該証明に係る数量分の特定物質等をあらたに製造することができることになるため、本手続は、左記大臣への確認申請に関することを定めています。

個別認証必要

基本的運用に係る申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当て数量の追加内示申請書

基本的運用に係る申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当て数量の追加

個別認証必要

画期的に温室効果の低い製品の製造及び輸入を行う者に対する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請

例外的運用による割当てのうち低温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与

個別認証必要

e-Govを用いた申請方法⑤

6. 目的の手続き名の「申請書入力へ」ボタンをクリック

※オゾン法関連の手続きは一覧で表示されます。

特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き

個別認証必要

手続概要	<ul style="list-style-type: none">規制対象物質（以下「特定物質等」）を製造又は輸入しようとする者は、規制年度ごとに、その種類及びその数量について、経済産業大臣からの許可（法第4条）を受けること、また、原料用途製造等製造数量規制の対象外とする場合には、その種類及びその数量について確認（法第12条）を受けることとなります。その中で、当該規制年度ごとに特定物質等の種類及び数量について、別途定める基準に従い、様式第8による申請書に様式第8の2による証明書を添付して経済産業大臣に提出し、当該特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認（法第11条）を受ければ、当該証明に係る数量分の特定物質等をあらたに製造することができることとなるため、本手続は、左記大臣への確認申請に関することを定めています。
根拠法令	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 第11条第1項
電子申請方法別利用案内	<p>【添付情報】 申請書様式は以下からダウンロードできます。</p> <p>確認申請書（様式第8）（word形式） Word</p> <p>確認申請書（様式第8）（PDF形式） PDF</p> <p>確認申請書（様式第8の2）（word形式） Word</p> <p>確認申請書（様式第8の2）（PDF形式） PDF</p>
告知情報	<p>【手続対象者】 特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることを証明し、当該破壊相当の特定物質等を製造しようとする者</p> <p>【提出時期】 随時</p> <p>【手数料（説明）】 なし</p> <p>【手数料（URL）】 なし</p> <p>【相談窓口】 環境省 資源循環政策課</p> <p>【標準処理期間】 書面申請：3週間</p> <p>【不服申立方法】 なし</p> <p>【備考】 <相談先> 製造産業局 化学物質課</p> <p>電話:03-3501-4724 FAX:03-3501-6604 お問合せメールアドレス: https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase</p> <p>【別送書類】 なし</p> <p>【備考】 なし</p>

戻る [申請書入力へ](#)

手続名をクリックすることで案内情報が表示されます。

特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き

- 規制対象物質（以下「特定物質等」）を製造又は輸入しようとする者は、規制年度ごとに、その種類及びその数量について、経済産業大臣からの許可（法第4条）を受けること、また、原料用途製造等製造数量規制の対象外とする場合には、その種類及びその数量について確認（法第12条）を受けることとなります。
- その中で、当該規制年度ごとに特定物質等の種類及び数量について、別途定める基準に従い、様式第8による申請書に様式第8の2による証明書を添付して経済産業大臣に提出し、当該特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認（法第11条）を受ければ、当該証明に係る数量分の特定物質等をあらたに製造することができることとなるため、本手続は、左記大臣への確認申請に関することを定めています。

個別認証必要

6. クリック

[申請書入力へ](#)

基本的運用に係る申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当て数量の追加内示申請書

基本的運用に係る申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当て数量の追加

個別認証必要

[申請書入力へ](#)

画期的に温室効果の低い製品の製造及び輸入を行う者に対する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請

例外的運用による割当てのうち低温温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与

個別認証必要

[申請書入力へ](#)

輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て内示申請

例外的運用による割当てのうち輸出の実績を示す書類又は輸出が確実であることの証明書を提出し、当該輸出数量に相当する数量の輸入をする場合の割当て

個別認証必要

[申請書入力へ](#)

製造数量及び輸入数量の割当て内示申請（新規参入者用）

新規参入者向け製造数量および輸入数量の割当て内示申請

個別認証必要

[申請書入力へ](#)

例外的用途に係る製造数量及び輸入数量の割当て内示申請

例外的用途に係る製造数量および輸入数量の割当て内示申請

個別認証必要

[申請書入力へ](#)

7. e-Gov電子申請アプリケーションを起動をクリック

e-GOV 電子申請

e-Gov電子申請アプリケーション起動

申請等の手続は「e-Gov電子申請アプリケーション」を使って行います。
インストールがお済みの場合は、下のボタンからアプリケーションを起動し、手続に進んでください。

7. クリック

[e-Gov電子申請アプリケーションを起動](#)

次回からはこの画面を省略し、直接アプリケーションを起動する。

| e-Gov電子申請アプリケーションのインストールがお済みでない方は

e-Gov電子申請アプリケーションのインストールがお済みでない方は、こちらからダウンロードしてインストールしてください。

[e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード](#)

前回の起動時に、「次回からはこの画面を省略し、直接アプリケーションを起動する。」にチェックを入れた場合はこの画面は表示されません。

e-Govを用いた申請方法⑦

8. e-Govアカウントにログイン

e-Gov利用準備で登録した、e-Govアカウントにログインするためのa.b.c.のいずれかの認証を行ってください。

a. e-Govアカウントで登録したメールアドレスとパスワードを利用して「ログイン」ボタンをクリック

b. e-Govアカウントで登録したGビズIDでログインボタンをクリック

c. e-Govアカウントで登録したMicrosoftアカウントでログインボタンをクリック

Gビズとは

GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。アカウントの作成など詳細にGビズホームページをご覧ください。
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

e-Govアカウントログイン

メールアドレス
|
パスワード
パスワードを忘れた方 [🔗](#)
ログイン

[e-Govアカウント登録ページへ](#) [🔗](#)

または以下のアカウントでログイン



GビズIDでログイン



Microsoftでログイン

9. 自身のIDとパスワードを入力

「電子申請の準備」でオゾン層保護等推進室から発行されたユーザーIDとパスワードを入力します。

※前ページのe-Govアカウントのログインで利用するID及びパスワードとは異なります。

10. 「OK」をクリック

個別認証

申請・届出に必要な情報を入力してください。

The form is titled '個別認証' (Individual Authentication). It contains two input fields: 'ユーザID' (User ID) and 'パスワード' (Password). Below the input fields are two buttons: 'キャンセル' (Cancel) and 'OK'. The 'OK' button is highlighted with a red border. A red oval callout '9. 入力' (9. Input) points to the input fields, and another red oval callout '10. クリック' (10. Click) points to the 'OK' button.

※IDとパスワードを必要としない申請である場合（電子証明書のみなど）は、本画面は表示されません。

申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

11. 申請者情報・連絡先情報を記入

1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

11. 入力

申請者情報

必須

申請者情報を設定

法人名	経済産業省共済組合
申請者氏名	山田 太郎
住所	東京都千代田区霞が関1丁目3-1

連絡先情報

必須

連絡先情報を設定

法人名	経済産業省共済組合
連絡先氏名	山田 太郎
住所	東京都千代田区霞が関1丁目3-1

下にスクロール



12. 申請書様式情報を入力

2. 特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き／破壊証明に係る特定物質等の製造確認

申請・届出に関する事項を入力してください。
複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

12. 入力

申請する様式一覧

必須
特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き

プレビュー

文書名:	特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き
申請書作成日:	西暦 2021 年 1 月 28 日
あて先:	経済産業大臣 殿
申請者の情報:	
住所フリガナ:	トウキョウトチヨダク
住所:	東京都千代田区轟が関1丁目3-1
申請者:	(氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名)
氏名フリガナ:	ヤマダ タロウ
氏名:	山田 太郎
名称フリガナ:	ケイザイサンギョウシヨウキョウサイクミアイ
名称:	経済産業省共済組合
代表者役職名:	代表取締役社長 ×
代表者フリガナ:	ヤマダ タロウ ×
代表者氏名:	山田 太郎
申請届出根拠:	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 第11条第1項の規定により申請します。

下にスクロール



13. 書類を添付をクリック

添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

必須	破壊された特定物質等の製造確認申請書（様式第8）
必須	特定物質等の破壊数量の証明書（様式第8の2）

書類を添付

13. クリック

14. 参照ボタンで書類を添付する

参照ボタンをクリックして、送付するファイルを選択します。

15. 添付ボタンをクリック

全てのファイル添付操作が終わったら、添付ボタンをクリックします。

添付書類追加

申請に必要な書類を添付してください。

添付可能ファイル拡張子：[bmp, csv, doc, docm, docx, dwg, dxf, gen, gif, htm, html, jaw, jbw, jpeg, jpg, jtd, jtw, juw, pdf, ppt, sid, tif, tiff, txt, xfdf, xls, xlsb, xlsx, xsm, xlsx, xml, zip]

必須

書類名：

提出形式： 添付

ここにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL： **参照** URL確認

ファイルサイズ：KB/102400KB

必須

書類名：

提出形式： 添付

ここにファイルをドラッグアンドドロップして指定できます

ファイル名/URL： **参照** URL確認

ファイルサイズ：KB/102400KB

ファイルサイズ合計：0KB

キャンセル **追加** **添付**

14. ファイルを指定

15. クリック

下にスクロール



16. 提出先を選択をクリック

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

必須 提出先

16. クリック

提出先を選択

17. 製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室を選択

提出先に製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室を選択します。※大分類だけ選択します。

提出先選択

大分類（都道府県など）から順に提出先を選択してください。
選択によっては中分類および小分類は存在しないことがあります。

17. 選択

大分類
製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

中分類

小分類

18. 選択

キャンセル 設定

18. 設定ボタンをクリック

下にスクロール



19. 申請データを保存をクリック

- ①記入後、「申請データを保存」ボタンをクリックして、任意のフォルダーに保存してください。
- ②次回からは、e-Govアカウントにログインして「作成した申請書の読み込み」で保存したファイルを指定すれば、記入した情報がそのまま挿入されます。

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

必須 提出先 製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

提出先を選択

19. クリック

20. クリック

キャンセル

申請データを保存

一時保存して中断

内容を確認

20. 内容を確認をクリック

入力内容に修正がなければ、内容を確認ボタンをクリックして申請書の提出に進みます。

21. 提出ボタンをクリック

内容に修正がなければ、「提出」ボタンをクリックすることにより、提出が完了します。

申請内容確認

入力内容を確認し、「提出」ボタンを押してください。

基本情報

申請者情報

[詳細](#)

法人名	経済産業省共済組合
申請者氏名	山田 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 - 1

連絡先情報

法人名	経済産業省共済組合
連絡先氏名	山田 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 - 1

手続名称

特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き／破壊証明に係る特定物質等の製造確認

申請書提出対象一覧

申請書名称	特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き	プレビュー
-------	---	-----------------------

添付書類

破壊された特定物質等の製造確認申請書（様式第8）	aaa.xls
特定物質等の破壊数量の証明書（様式第8の2）	bbb.txt

提出先

提出先	製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
-----	------------------------

[修正](#)[申請内容を出力\(PDF\)](#)[提出](#)

20. クリック

22. 提出完了

提出完了画面が表示されれば、提出が完了したことになります。

「マイページトップへ」ボタンをクリックして提出済みの申請書の審査等の状態を確認できます。

※「8. e-Govアカウントにログイン」で既にe-Govアカウントにログインしているので、ログインせずにマイページを確認できます。

再度、マイページにログインして審査状態を確認したい場合は、次ページの、「申請した後の審査状態の確認」の手順を行います。

提出完了

提出後の審査状況等はマイページの「申請案件一覧」から確認できます。

申請情報

[申請書控えを出力\(PDF\)](#)

到達番号	1512021000000030
到達日時	2021年1月28日 18時09分28秒
法人名	経済産業省共済組合
申請者氏名	山田 太郎
手続名称	特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き／破壊証明に係る特定物質等の製造確認
到達結果	到達
所管府省	経済産業省
提出先	製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
申請様式	特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き
書類名	aaa.xls bbb.txt

[ブックマーク](#)

[マイページトップへ](#)

申請した後の審査状態の確認

e-Govマイページにログインすることで申請後の審査状態確認できます。

1. e-Govのトップページで電子申請をクリック
<https://www.e-gov.go.jp/>



2. ログインをクリックしてe-Govマイページにログインします



e-Govマイページでは、審査状態や通知等の情報を確認することができます。



※e-Govアカウントに紐付く申請書の情報を一元的に管理できるため、旧e-Govで利用していた申請ごとの状況照会の操作は必要ありません。